

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月15日
【事業年度】	第56期（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）
【会社名】	株式会社カワチ薬品
【英訳名】	CAWACHI LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河内 伸二
【本店の所在の場所】	栃木県小山市大字卒島1293番地
【電話番号】	0285(37)1111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 足助 弘
【最寄りの連絡場所】	栃木県小山市大字卒島1293番地
【電話番号】	0285(32)1131
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 足助 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	265,788	270,313	284,492	279,462	281,871
経常利益 (百万円)	5,517	6,573	11,581	8,698	7,672
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,016	3,822	7,109	4,830	4,177
包括利益 (百万円)	1,965	3,821	7,125	4,832	4,193
純資産額 (百万円)	92,878	94,699	100,857	104,649	107,725
総資産額 (百万円)	182,944	188,190	194,100	191,721	194,496
1株当たり純資産額 (円)	4,070.17	4,243.64	4,517.46	4,682.61	4,818.93
1株当たり当期純利益 (円)	88.44	170.36	318.73	216.44	187.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	88.38	170.23	318.49	216.07	186.85
自己資本比率 (%)	50.7	50.3	51.9	54.5	55.3
自己資本利益率 (%)	2.2	4.1	7.3	4.7	3.9
株価収益率 (倍)	20.9	10.4	9.2	10.9	11.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,684	12,159	15,267	6,868	9,817
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,791	3,718	3,152	4,536	5,840
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,404	3,747	3,984	4,607	4,485
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	28,412	33,105	41,235	38,959	38,450
従業員数 (名)	2,553	2,616	2,703	2,765	2,770
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(4,162)	(4,110)	(4,123)	(4,181)	(4,136)

(注) 1 従業員数は正社員数であり、就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数はパートタイマー及び嘱託にアルバイトを含めた年間の平均人員(8時間換算)を記載しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	246,768	251,871	266,394	263,002	266,317
経常利益 (百万円)	5,606	6,314	11,423	8,765	7,658
当期純利益 (百万円)	2,530	3,571	7,044	4,922	4,253
資本金 (百万円)	13,001	13,001	13,001	13,001	13,001
発行済株式総数 (株)	24,583,420	24,583,420	24,583,420	24,583,420	24,583,420
純資産額 (百万円)	93,742	95,312	101,406	105,290	108,442
総資産額 (百万円)	178,712	183,639	189,625	187,946	190,828
1株当たり純資産額 (円)	4,108.07	4,271.15	4,542.08	4,711.32	4,851.01
1株当たり配当額 (円)	45.00	45.00	50.00	50.00	50.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	110.95	159.17	315.86	220.55	190.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	110.88	159.06	315.62	220.17	190.23
自己資本比率 (%)	52.4	51.9	53.4	56.0	56.8
自己資本利益率 (%)	2.7	3.8	7.2	4.8	4.0
株価収益率 (倍)	16.7	11.1	9.2	10.7	11.6
配当性向 (%)	40.6	28.3	15.8	22.7	26.3
従業員数 (名)	2,309	2,381	2,459	2,521	2,542
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(3,843)	(3,798)	(3,812)	(3,889)	(3,864)
株主総利回り (%)	74.7	73.3	120.5	100.6	96.2
(比較指標: TOPIX(配当込み)) (%)	(94.0)	(75.8)	(121.2)	(114.9)	(126.6)
最高株価 (円)	2,750	2,376	3,300	2,966	2,371
最低株価 (円)	1,667	1,731	1,780	2,132	2,004

(注) 1 当社は、3月16日から翌年3月15日までの12ヶ月間を1事業年度としております。

2 第54期の1株当たり配当額には、創業60周年記念配当5円を含んでおります。

3 従業員数は正社員数であり、就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数はパートタイマー及び嘱託にアルバイトを含めた年間の平均人員(8時間換算)を記載しております。

4 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社の創業者である河内良三郎は、1960年7月栃木県栃木市に医薬品等の小売業を目的として「河内薬品」を創業いたしました。

1967年4月「有限会社 河内薬品」（代表取締役 河内良三郎、資本金 1,000千円）を設立し法人組織といたしました。

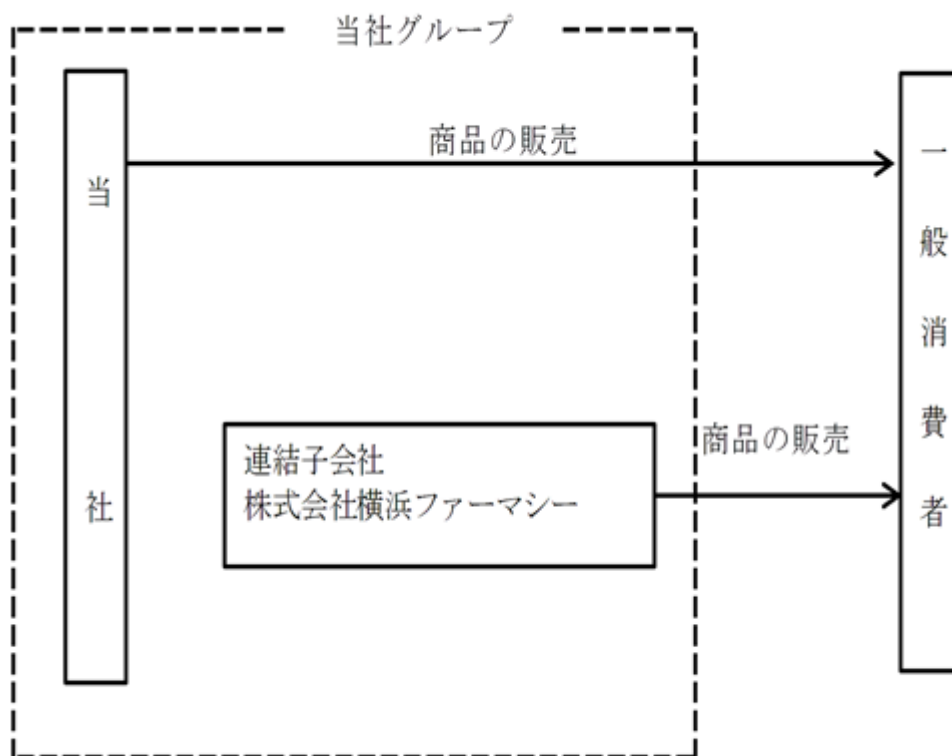
会社設立後の沿革は次のとおりであります。

年月	事項
1967年4月	有限会社 河内薬品を設立。
1980年7月	株式会社カワチ薬品に改組。（資本金 2,200万円 保有店舗数12店舗）
1982年3月	本社を現在の栃木県小山市に移転。
1984年10月	栃木県宇都宮市の三の沢店に当社初のPOS（販売時点情報管理システム）レジを導入。
1986年4月	プライベートブランド商品の開発及び販売を開始。
1986年10月	埼玉県久喜市に久喜店を設置。埼玉県への出店開始。
1989年11月	群馬県伊勢崎市に伊勢崎店を設置。群馬県への出店開始。
1990年12月	全店POS（販売時点情報管理システム）化計画を開始。
1992年1月	福島県福島市に鎌田店を設置。福島県への出店開始。
1992年4月	栃木県宇都宮市の川俣店を増床し、売場面積300坪型のドラッグストアを設置。 宮城県仙台市に南吉成店を設置。宮城県への出店開始。
1992年10月	茨城県日立市の田尻店を増床し、売場面積400坪型のメガ・ドラッグストアを設置。
1994年3月	EOS（電子発注システム）を導入。
1995年4月	福島県白河市に売場面積700坪型のメガ・ドラッグストア、白河店を設置。
1996年10月	茨城県日立市の田尻店に初の調剤薬局を併設。調剤事業を開始。
1999年8月	群馬県富岡市に、調剤薬局を組み入れた売場面積1,000坪型のメガ・ドラッグストア、富岡店を設置。
2000年4月	矢板南店が、福祉用具貸与事業所に指定され事業開始。
2000年6月	千葉県千葉市におゆみ野店を設置。千葉県への出店開始。
2000年9月	店頭売買有価証券として日本証券業協会（現東証JASDAQ）へ登録。
2000年11月	山形県山形市に山形南店を設置。山形県への出店開始。
2002年7月	岩手県盛岡市に盛岡みたけ店を設置。岩手県への出店開始。
2002年11月	新潟県長岡市に長岡店を設置。新潟県への出店開始。
2002年12月	東京証券取引所市場第一部へ上場。
2003年6月	長野県佐久市に佐久平店を設置。長野県への出店開始。
2005年8月	東京都多摩市に多摩ニュータウン店を設置。東京都への出店開始。
2006年12月	茨城県に本社を置く株式会社倉持薬局を完全子会社化。
2007年2月	静岡県静岡市に清水鳥坂店を設置。静岡県への出店開始。
2008年2月	山梨県甲府市に小瀬店を設置。山梨県への出店開始。
2008年4月	神奈川県川崎市にはるひ野店を設置。神奈川県への出店開始。
2011年3月	関東物流センター稼働。
2012年10月	東北物流センター稼働。
2014年1月	青森県に本社を置く株式会社横浜ファーマシーを完全子会社化。
2014年3月	子会社の株式会社倉持薬局を吸収合併。
2022年4月	東京証券取引所プライム市場へ移行。
2022年11月	飲料物流センター稼働。
2023年3月	関東物流センター閉鎖に伴い機能を移管、栃木物流センター稼働。

3【事業の内容】

当社グループは、医薬品、化粧品、日用雑貨、食料品及び酒類等を販売するドラッグストア並びに処方箋調剤を主要業務とする調剤薬局併設型ドラッグストアを営む小売業であります。当社グループは単一セグメントであるため、事業セグメント別には記載しておりません。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(1) 主要取扱商品

商品区分	主要品目
医薬品	風邪薬、胃腸薬、各種ビタミン剤、目薬、外傷薬、健康食品、介護用品、調剤
化粧品	基礎化粧品、メイク化粧品、男性化粧品
雑貨	ヘアケア商品、オーラルケア商品、洗剤、紙類、ペット用品、育児用品
一般食品	加工食品、日配品、菓子、飲料、酒

(2) 店舗の特長

当社グループは、主に郊外型の店舗を出店しており、売場面積400坪以上をメガ・ドラッグストアと定義し、売場面積400坪～1,000坪のメガ・ドラッグストアを中心に展開しております。また、車社会に対応した広い駐車場を店舗の前面に構え、一台あたりの駐車スペースも広くっております。店舗形態はワンフロアとなっており、前面の駐車場から地続きになっていることで、段差もなく直接店内に入ることができるバリアフリー型となっております。その店内は、明るく、クリンリネスを徹底することで、お客様が快適にお買い物ができるように配慮し、さらに、ファーマシー・モア（お客様の健康で快適な生活を実現する）というコンセプトのもと、商品を豊富に幅広い構成で揃え、シンプルなレイアウトと広い通路をとることにより、商品を見つけやすく分かりやすいよう配置しております。

また、医薬分業に対応した、よりお客様の利便性を考えた、調剤薬局併設型メガ・ドラッグストア（インストア型も含む）の店舗展開も積極的に行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
株式会社横浜ファーマシー	青森県弘前市	819	医薬品、化粧品、 日用雑貨、一般食 品の販売	100	役員の兼任あり

(注)「主要な事業の内容」欄について、当社グループは単一セグメントであるため、連結子会社が行う主要な事業を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2023年3月15日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
全社	2,770 (4,136)
合計	2,770 (4,136)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(8時間換算)を()内に外数で記載しております。

2 当社グループは単一セグメントであり、特定のセグメントに区分できないため、全従業員数を全社として記載しております。

(2) 提出会社の状況

当社は単一セグメントであり、特定のセグメントに区分できないため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

(2023年3月15日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,542(3,864)	35.7	12.7	5,450,730

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(8時間換算)を()内に外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は「U A ゼンセン カワチ薬品労働組合」と称し、2023年3月15日現在の組合員数は6,373名であり、U A ゼンセンに加盟しております。なお、労使関係については円滑に推移しており、特記すべき事項はありません。

また、子会社の労働組合は「U A ゼンセン スーパードラッグアサヒ労働組合」と称し、2023年3月15日現在の組合員数は587名であり、U A ゼンセンに加盟しております。なお、労使関係については円滑に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、『ドラッグストア世界一へ向けて、日々革新し、向上しつづける経営をめざす。』及び『お客様が健康で豊かな暮らしを実現するため、卓越したノウハウを生かした「普段の生活の拠点」を提供し、もって社会に貢献する。』であります。

それらを実現すべく、当社ではメガ・ドラッグストアを展開しております。通常ドラッグストアは、売場面積90坪以上と定義されておりますが、当社ではそれより大きな規模のドラッグストア（400坪以上）をメガ・ドラッグストアと定義しております。

その特長は、主要生活道路沿いに位置し、健康に欠かせない、そして日常生活に欠かせない商品を豊富に取り揃え、低価格で提供し、且つ短時間でショッピングができるという利便性の高い生活密着型ストアであります。

その基本コンセプトといたしましては、「Pharmacy・more(ファーマシー・モア)」つまり「医薬品にとどまらない、多種多様な商品を提供することによりお客様の健康で快適な生活を実現する」ことであります。その実現に向け、今後も顧客第一主義の下、お客様の健康維持・増進、及び健康寿命延伸に向けた取り組みとともに、専門性と利便性を融合させた独自の業態であるメガ・ドラッグストアを基本とした店舗展開を図ってまいります。

また、企業の社会的責任を果たしつつ、お客様をはじめ、株主、取引先、社員等の各ステークホルダーから支持される会社として成長し続けるよう尽力してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、株主価値の向上を図るため、適正な営業利益の確保を重視し、中長期的にROE（自己資本当期純利益率）6%以上を目標としております。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

中長期的にドラッグストア業界は、各社の出店競争に加え、他業種からの参入による競争の激化等、今後も厳しい環境が続くものと予想されます。これに伴い、各社とも生き残りをかけた提携、合併等の動きが活発になるものと思われれます。

このような中、当社グループといたしましては、地域に欠かせない存在としてのインフラ機能を備えながら、一店舗一店舗が他社との明確な差別化を図り、地域に根付いた強力な店舗となることが重要であると考えております。そのため、専門性と利便性を融合させた独自業態のメガ・ドラッグストアづくりを推進していく方針であります。また、この独自業態のドラッグストアに高齢化社会に対応した調剤薬局の併設を積極的に推し進め、美と健康の専門性を高めた、生活者医療の担い手となる「最も身近なヘルスケアセンター」を実現していく方針であります。

以上を基本方針とし、中長期的には、市場占拠率の向上を目的に、基幹店舗であるヘルスケアセンター（調剤を併設したメガ・ドラッグストア）と地域補完性を考慮したサテライトタイプ店舗（小商圈対応型ドラッグストア）を重点的に出店してまいります。また、新規出店加速に向け、物流網の整備、体制強化等を図り、IT活用による全体効率化が課題であると考えており、課題の抽出と改善に努めてまいる所存であります。さらに、店舗出店が進む中、店長となるべき人材や各種専門家の育成が重要であると考えており、次代を担う人材の育成を図るべく教育カリキュラムの改善・実践に努めてまいる所存であります。

今後、当業界においてさらなる競争激化が予想されるため、異業種も含めた戦略的な提携等を視野に、柔軟な対応と検討を行ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の完全収束には一定の期間を要すると考えられ、企業活動の抑制、雇用情勢の悪化等による景気への影響が懸念されますが、小売業として有事の際における機能強化を図りながら、当社グループへの影響を見極め、変化する消費者の動向に適切かつ迅速に対応できるよう努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

ただし、文中の将来に関する記載は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社株式への投資に関連する全てのリスクを網羅するものではありませんので、ご注意ください。

(1) 法的規制について

出店に関する規制について

当社グループは、1,000㎡超の店舗の新規出店及び既存店の増床等について、「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」という）により、規制を受けております。

すなわち、「大店立地法」において、売場面積1,000㎡超の新規出店及び既存店の増床等について、都道府県知事（政令指定都市においては市長）に届出が義務付けられており、騒音、交通渋滞及びゴミ処理など地域の生活環境への配慮が審査事項になります。当社グループでは、今後の出店政策として、1,000㎡超の新規出店を積極的に行っていく方針であります。そのうえで、地域住民や自治体との調整を図りながら「大店立地法」を遵守してまいります。上記審査の進捗状況によっては、新規出店及び既存店の増床等の変更、遅延により出店地域によってはその影響が及ぶ可能性があります。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）等による規制について

当社グループは「医薬品医療機器等法」上の医薬品等を販売するにあたり、各都道府県知事もしくは保健所の許可・申請・免許・登録及び届出を必要としており、薬局開設許可、店舗販売業許可、高度管理医療機器等販売業許可等の許可を受けて営業しております。また、食品の一部、たばこ、酒類等の販売については食品衛生法、介護保険法上の事業所運営については介護保険法等、それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

医薬品の販売規制緩和について

2014年6月12日より施行された「薬事法の一部を改正する法律」により一般用医薬品のネット販売が事実上解禁となりました。その他、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供等の規制緩和も検討されております。今後医薬品の販売規制がさらに緩和され異業種の参入及びネット販売業者との競争が更に激化した場合には、当社グループの店舗の営業等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資格者の確保について

「医薬品医療機器等法」上、医薬品の販売は薬剤師または登録販売者が行わなければならないこととされております。そのため店舗数の拡大及び調剤薬局の併設増に伴い、これら資格者（調剤薬局では薬剤師）が確保できない場合は、店舗の営業時間や出店計画に影響を及ぼす可能性があります。また、介護保険法上の事業所運営には各事業における人員基準が定められており、その要件を満たせない場合、事業所の運営や出店計画に影響を及ぼす可能性があります。その為当社グループは資格者の積極的な採用活動を繰り広げるとともに、登録販売者の社内育成に努めております。

(3) 調剤過誤の防止について

当社グループは、保険医療機関及び保険医療費担当規則等に則り調剤業務に係る指針・手順書やガイドライン等を各店に設置し、適切な業務の実施と薬剤師の資質向上を図る一方、調剤業務における支援体制を構築すると共に鑑査システムの活用を図ることにより、調剤過誤の防止に努めております。また、万が一に備え、調剤薬局全店舗において「薬剤師賠償責任保険」に加入しております。しかし、万が一、調剤過誤が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 調剤報酬改定及び薬価改定について

調剤売上は、調剤技術料・薬学管理料及び薬剤料からなり、調剤報酬及び薬価は厚生労働省により定められております。また、調剤報酬及び薬価は、国民医療費を抑制するため、段階的に改定されております。後発医薬品、薬学管理料算定への取り組みを強化することでリスク軽減を図っておりますが今後、調剤報酬改定及び薬価改定が行われ、点数等が変更になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報保護について

当社グループは、個人情報保護法に定められている個人情報取扱事業者として、顧客や患者様等の個人情報を適法に取り扱う義務を負っております。その取り扱いについては、個人情報保護体制の構築と対策を講じております。また、社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー）に関する特定個人情報についても、十分な管理体制の構築と対策を講じてまいりますが、万が一、これらが流出した場合には、程度・内容によっては個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務となる以上、損害賠償や社会的信用を失うなどにより業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 固定資産の減損処理について

当社グループは、保有している固定資産の価値が将来大幅に下落した場合並びに店舗の収益性が低下した場合、減損会計の適用により固定資産の減損処理が必要になる場合があります。その場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害等について

当社グループは、緊急時対応マニュアルなどを定期的に整備し、従業員への教育を行っております。また、ハザードマップに基づき、地域の基幹店に、被害を最小限に抑え早期復旧を目的とした備品等を備え、対策を講じております。しかしながら、当社グループの展開地域において、地震や台風等の自然災害や予期せぬ大規模な事故が発生し、店舗設備における損害や停電等の影響により営業が中断した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症に対し、当社グループの各店舗におきましては、お客様並びに従業員の安全を優先とした感染防止対策（マスクの着用、アルコール消毒液の設置、飛沫防止カーテン等）を講じることで、安心・安全なサービスの提供を継続しております。しかしながら、感染再拡大等によって営業に制限がかかる事態が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中、行動制限の緩和等から経済活動に回復の動きはみられたものの、資源価格の高騰や為替の影響、地政学的リスクの高まりによる影響等から、先行き不透明なまま推移いたしました。

個人消費につきましては、光熱費の増加や原材料価格の上昇による商品の値上げ等により生活費の負担は増しており、節約志向は一段と高まりをみせております。

当社グループが属するドラッグストア業界におきましては、調剤併設による事業拡大やインバウンド需要に回復の兆しが見える一方、各種商品の値上げに伴う業態を超えた戦いや競合各社の出店攻勢も続いていること等から、引き続き厳しい環境は続いております。

このような中、当社グループにおきましては、専門性強化策として調剤の併設を進めるとともに、感染症対策としての予防関連商品の販売に注力した他、店舗の改装並びに営業時間の延長、野菜導入店の拡大等による利便性の向上に努めてまいりました。また、原材料価格の高騰による値上げが相次ぐ中、相対的優位性を保つべく、物流を活かした一括仕入れ等を行い、商品の確保と販売価格の低減に注力しながら販売促進に努めました。一方、店舗作業効率化のため、前期末にセルフレジの導入を推進したことから、その稼働率向上に取り組むことで、人件費の抑制に努めた他、店舗においては照明の間引き等の節電対策を行ったこと等により、電力使用量は抑制されたものの、燃料調整費の上昇等から水道光熱費は押し上げられ、つれて販管費は上昇いたしました。

新規出店につきましては、関東地方で7店舗、東北地方、甲信越地方に各2店舗、計11店舗を出店いたしました。調剤薬局につきましては、関東地方で7件、東北地方で5件、甲信越地方で1件、計13件を新店及び既存店に併設いたしました。なお、関東地方の1店舗及び甲信越地方の1店舗（調剤併設型）の計2店舗をリロケーションのため退店し、調剤薬局を1件閉局いたしました。

これにより当社グループの店舗数は、計364店舗（内、調剤併設144店舗）となりました。

以上のことから、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産の部は、前連結会計年度と比して27億75百万円増加し、1,944億96百万円となりました。これは主に商品の増加によるものであります。

当連結会計年度末の負債の部は、前連結会計年度と比して3億円減少し、867億71百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度と比して30億75百万円増加し、1,077億25百万円となりました。これは主に利益剰余金が増加したことによるものであります。

自己資本比率は、55.3%（前期比0.8ポイント増）となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高は2,818億71百万円（前期は2,794億62百万円）、営業利益は66億11百万円（前期は77億9百万円）、経常利益は76億72百万円（前期は86億98百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は41億77百万円（前期は48億30百万円）となりました。

これにより自己資本当期純利益率は3.9%（前期比0.8ポイント減）となりました。

なお、当社グループは、医薬品、化粧品、雑貨及び一般食品等の販売をする小売業を営んでおり、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

また、当社グループでは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を、当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、経営成績に関する説明において前期比（%）は記載しておりません。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、384億50百万円（前連結会計年度末比5億9百万円減）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、98億17百万円（前期比29億48百万円増）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益が65億72百万円（同11億15百万円減）、減価償却費が43億50百万円（同73百万円減）あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、58億40百万円（同13億4百万円支出増）となりました。これは主に、新規出店に係る有形固定資産の取得に52億52百万円（同12億79百万円支出増）を支出したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、44億85百万円（同1億21百万円支出減）となりました。これは主に長期借入れによる収入が65億円（同11億50百万円収入減）あったものの、長期借入金返済による支出が98億69百万円（同12億71百万円支出減）、配当金の支払額が11億16百万円（同0百万円支出増）あったことによるものであります。

（2）仕入及び販売の実績

当社グループは、単一セグメントであるため、下記は当該セグメントにおける品目別の仕入実績及び販売実績を記載しております。

仕入実績

区分	金額（百万円）
医薬品	34,249
化粧品	15,675
雑貨	62,282
一般食品	107,645
合計	219,853

（注）1 複数の事業を有していませんので主要品目別区分により記載しております。

2 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。なお、当該適用にあたっては同基準に定める経過的な取扱いに従っているため、対前期比の記載は省略しております。

販売実績

(a) 地区別売上高

所在地	金額（百万円）
東北地方	87,731
関東地方	174,424
甲信越・東海地方	18,792
合計	280,948

（注）1 上記金額には、不動産賃貸収入は含まれておりません。

2 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。なお、当該適用にあたっては同基準に定める経過的な取扱いに従っているため、対前期比の記載は省略しております。

(b) 商品別売上高

区分	金額（百万円）
医薬品	52,780
化粧品	21,421
雑貨	77,581
一般食品	129,164
合計	280,948

（注）1 複数の事業を有していませんので主要品目別区分により記載しており、上記金額には不動産賃貸収入は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

当社グループは一部掛売りによる販売も行っておりますが、一般消費者に対する店頭販売がほとんどであります。

- 3 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しております。なお、当該適用にあたっては同基準に定める経過的な取扱いに従っているため、対前期比の記載は省略しております。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項（追加情報）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績等の状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要」に記載のとおりであります。

そのような状況の下、売上高は2,818億71百万円（前期は2,794億62百万円）、営業利益は66億11百万円（前期は77億9百万円）、経常利益は76億72百万円（前期は86億98百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は41億77百万円（前期は48億30百万円）となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは主に営業活動によって得られた資金により、また必要に応じて、経済動向、金融市況を踏まえた調達手段によって得られた資金により、新規出店及び既存店舗の改装に係る設備投資をおこなっています。

なお、キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループといたしましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、経営基盤強化のため、主にドミナントエリアにおける出店を強化するとともに、生産性向上のため、店舗オペレーション効率化のためのシステム強化策の推進や物流体制の見直しを含めた在庫の適正化等に努めてまいります。また、競争激化に対する差別化策とし店舗への調剤薬局の併設を進める一方、健康意識の高まりに対応するべく品揃えの強化に加え、ヘルス&ビューティーケア強化策として、美容及び予防を含めた健康の維持・増進、健康寿命延伸に向け、資格者による相談機能の強化を図ることにより、専門性強化策を推進してまいります。さらに、消費環境に対応するべく「安心・安全」に配慮された商品を、安心価格で提供することに注力し、地域に密着した店舗づくりを一層進め、地域の生活者における生活の質及び満足度向上に尽力してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は6,009百万円であります。その主なものは、新規出店11店舗によるものであります。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

(1) 提出会社

事業所名	建物及び構築物 (百万円)	土地		その他の資産 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)	
		面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
店舗	東北地方	10,970	[39,753] (746,050) 971,818	10,520	3,928	25,420	653
	関東地方	23,701	[109,411] (1,470,172) 2,105,978	32,851	9,162	65,716	1,583
	甲信越・東海地方	2,972	[18,298] (205,383) 237,189	1,151	643	4,767	154
	店舗小計	37,644	[167,462] (2,421,606) 3,314,987	44,524	13,735	95,903	2,390
その他	本社	928	(11) 18,254	518	236	1,683	149
	倉庫	0	(-) 184	4	2	7	-
	社員寮	16	(-) 226	9	0	25	-
	開発物件	-	(-)	222	39	261	-
	その他	525	[46,133] (19,283) 49,960	1,470	715	2,711	3
	その他小計	1,470	[46,133] (19,295) 68,625	2,224	992	4,688	152
合 計	39,115	[213,596] (2,440,902) 3,383,612	46,749	14,728	100,592	2,542	

(注) 1 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。

2 事業所名の「その他」の「その他」には、賃貸土地、遊休地、太陽光発電設備が含まれております。

3 土地面積のうち()内の数字は賃借中のものを内数で表示しております。

4 土地面積のうち[]内の数字は賃貸中のものを内数で表示しております。

5 「その他の資産」は機械及び装置、工具、器具及び備品、車両運搬具、借地権、長期前払費用、敷金及び保証金であります。

6 従業員数には、臨時雇用人員は含まれておりません。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)		建物及び 構築物 (百万円)	土地		その他の資 産 (百万円)	合計 (百万円)	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)			
株式会社横浜ファーマシー	店舗	東北地方	968	[4,655] (58,272) 129,446	2,613	380	3,962	190
	その他	本社その他	50	(-) 1,305	20	50	121	38
	合計		1,018	[4,655] (58,272) 130,751	2,633	431	4,083	228

- (注) 1 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
2 土地面積のうち()内の数字は賃借中のものを内数で表示しております。
3 土地面積のうち[]内の数字は賃貸中のものを内数で表示しております。
4 「その他の資産」は車両運搬具及び工具、器具及び備品、借地権、長期前払費用、敷金及び保証金であります。
5 従業員数には、臨時雇用人員は含まれておりません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2023年3月15日現在における設備計画の主なものは次のとおりであります。

当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの設備の新設、除却等の計画の記載を省略しております。

所在地	店舗 数	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手・着手 予定年月	完了予定年月	増加予定面積 (㎡)
			総額	既支払額				
東北地方	5	店舗新設	2,112	281	自己資金及び 借入金	2023年3月	2024年3月	11,230
関東地方	9	店舗新設	2,524	365	自己資金及び 借入金	2022年9月	2023年12月	14,010
甲信越・東海地方	1	店舗新設	184	-	自己資金及び 借入金	未定	未定	2,099
合計	15	-	4,821	646	-	-	-	27,340

- (注) 1 投資予定額は、土地、借地権、建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、敷金及び保証金、長期前払費用等であります。
2 着手・着手予定年月は、造成工事がある場合は造成着工予定年月、造成工事がない場合は建設着工予定年月、建物が賃借の場合は建物引渡予定年月としております。なお、所在地に複数の店舗があるため、着手・着手予定年月については、当該店舗のうち着手年月が最も早い店舗のものを、完了予定年月については、最も遅い店舗のものを記載しております。
3 増加予定面積は、建築面積を示しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,000,000
計	52,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月15日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	24,583,420	24,583,420	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
計	24,583,420	24,583,420	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年5月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名
新株予約権の数	76個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,600株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	2018年6月1日～ 2048年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,846円(注)2 資本組入額 923円(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月15日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格(1株当たり1,845円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算している。

3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行なわないものとする。

- 4 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5)新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定する。
 - (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8)新株予約権の取得条項
下記（注）6に準じて決定する。
 - (9)その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
- 6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2)当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得すること
についての定めを設ける定款の変更承認の議案新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行なわないものとする。
- 7 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された1株当たりの新株予約権の公正な評価単価に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込に代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

決議年月日	2018年5月16日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 371名
新株予約権の数	1,530個(注)1 [1,525個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	153,000株(注)1 [152,500株]
新株予約権の行使時の払込金額	2,805円(注)2
新株予約権の行使期間	2020年6月1日～ 2023年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,805円 資本組入額1,552円(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月15日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記(注)2.(2)の規定を準用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 (1)新株予約権を割り当てる日(以下割当日という)以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)をそれぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- イ. 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ロ. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- ハ. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3)上記(1)及び⁶に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
- (5)新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された1株当たりの新株予約権の公正な評価単価に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込に代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。
- 3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額(資本組入額)は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額(資本組入額)を減じた額とする。
- (3)上記(1)記載の資本金等増加限度額は、1株当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額2,805円と新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ式により算定した1株当たりの新株予約権の公正価格299円との合計をいう。
- (4)新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行なわないものとする。
- 4 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
下記(注)6に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- 6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認
を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得すること
についての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名
新株予約権の数	176個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	17,600株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	2021年4月10日～ 2051年4月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,176円(注)2 資本組入額1,088円(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年3月15日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日(以下「決議日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

- 2 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格(1株当たり2,175円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算している。
- 3 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(3)新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行なわないものとする。
- 4 (1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
- 6 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された1株当たりの新株予約権の公正な評価単価に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込に代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2006年3月16日～ 2007年3月15日	13,600	24,583,420	21	13,001	21	14,882

(注) 最近5事業年度において、発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がないため、直近の増減を記載しております。

(5) 【所有者別状況】

(2023年3月15日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	16	23	197	154	63	40,341	40,794	-
所有株式数(単元)	-	24,669	4,801	28,424	21,651	119	166,087	245,751	8,320
所有株式数の割合(%)	-	10.04	1.95	11.57	8.81	0.05	67.58	100.00	-

(注) 自己株式2,249,122株は「個人その他」に22,491単元、「単元未満株式の状況」に22株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2023年3月15日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人河内奨学財団	栃木県小山市卒島1293番地	2,600	11.64
河内 伸二	栃木県栃木市	2,435	10.90
河内 一真	東京都港区	2,287	10.24
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,566	7.02
河内 博子	栃木県栃木市	1,330	5.96
河内 タカ	栃木県栃木市	708	3.17
カワチ薬品従業員持株会	栃木県小山市卒島1293番地	327	1.47
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	318	1.42
モルガン・スタンレーMUF G証券(株)	東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	223	1.00
(株)栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	200	0.90
計	-	11,996	53.72

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

(2023年3月15日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,249,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,326,000	223,260	-
単元未満株式	普通株式 8,320	-	-
発行済株式総数	24,583,420	-	-
総株主の議決権	-	223,260	-

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には当社所有の自己株式22株が含まれております。

【自己株式等】

(2023年3月15日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字 卒島1293番地	2,249,100	-	2,249,100	9.15
計	-	2,249,100	-	2,249,100	9.15

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	12,600	24,444,000	-	-
保有自己株式数	2,249,122	-	2,249,122	-

(注) 1 当期間における「その他(新株予約権の権利行使)」には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び新株予約権の権利行使による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は株主への利益還元を最重要経営課題として位置づけるとともに、将来の事業展開を勘案し、経営基盤の充実・強化による安定した成長を確保するために必要な内部留保を図りながら、継続的、安定的な配当を行うことを基本方針としております。なお、内部留保資金につきましては、主に店舗の新設及び改装等の資金として充当する方針であります。

また、当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、その決定機関は、株主総会であります。

当事業年度につきましては、1株につき、普通配当50円といたしました。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月15日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2023年6月14日 定時株主総会決議	1,116	50

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的且つ安定的な成長と、中長期的な企業価値の向上及び株主利益の実現を図り、経済の発展と繁栄に貢献するため、経営理念に基づいた経営戦略とそれに対する適切な監督を実施するとともに、株主をはじめとするステークホルダーにとって公正性及び透明性が確保された企業統治システムを構築することを目的とし、次の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

イ．株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

ロ．株主をはじめ、顧客、取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーの権利等を尊重し、適切に協働する。

ハ．会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

ニ．取締役会は、株主に対する責任を踏まえ、経営戦略等の方針を示しつつ、独立した客観的な立場から、適切な意思決定・業務執行における監督機能の実効性を確保する。

ホ．株主との建設的な対話を通じ、持続的な企業価値の向上に資するよう努める。

企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の取締役会は、取締役4名（本報告書提出日現在）で構成しており、原則月1回の取締役会を開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、企業価値を高めるべく経営課題について検討し、各取締役の意思決定に基づき経営判断を行っております。取締役会の構成員は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであり、議長は代表取締役社長の河内伸二であります。

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む監査役3名で監査役会を構成しております。各監査役は、監査役会が定めた監査計画及び監査業務の分担に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握し、必要に応じ意見を述べ、取締役、使用人等との意思疎通を図り情報収集に努める他、その職務の執行状況、会社の業務及び財産の状況を監視・監査しております。監査役会の構成員は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであり、議長は常勤監査役の田村好夫であります。

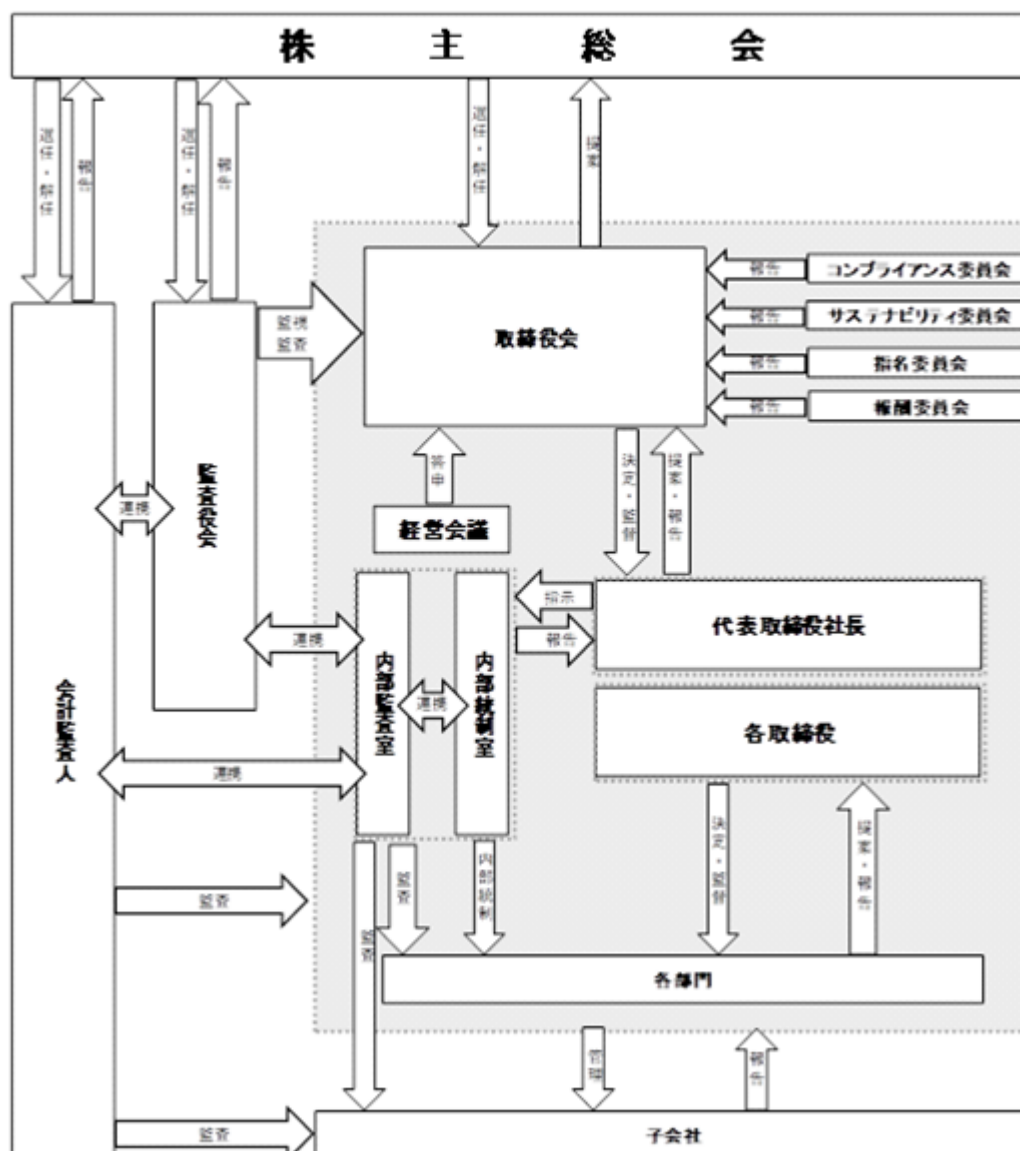
当社は、取締役を中心とした経営会議を原則月1回開催し、経営課題について討議及び業務執行に関する重要事項の審議・決定しております。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。独立社外取締役が委員長を務める各委員会において審議することにより、取締役等の選解任や報酬の透明性・客観性を確保しております。指名委員会及び報酬委員会の構成員は、渡辺林治（社外取締役・委員長）、江藤美帆（社外取締役）、河内伸二、大久保勝之であります。また、2023年3月にマテリアリティの特定及びその課題解決に向けて推進し、企業価値向上を図ることを目的に、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置しております。

内部統制システムの構築・運用の取組みの状況については、内部統制部門、内部監査部門及び会計監査人との情報交換を図り監視・検証しております。

これらにより、現状の企業統治体制は適正であると考えております。

【参考資料】
(コーポレート・ガバナンス体制の模式図)



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

- (a)当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- () 企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、取締役は公正で高い倫理観に基づき行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
 - () 取締役会は取締役から職務に関する報告を受け、その執行状況を監督する。
 - () 取締役、内部監査人、外部弁護士を委員とし、監査役をオブザーバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の運用状況を監督する。
 - () 社内から独立された弁護士を通報先とする公益通報制度に基づき、通報者の保護を徹底する。
- (b)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- () 企業集団としての経営効率化を図るため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営・業務を監視・監督する。
 - () 当社及び子会社において、原則月1回の取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - () 当社の役職員が子会社の取締役として子会社の取締役会に出席し、職務の執行状況を監督する。なお、子会社の取締役会の議事は、関係会社管理規程に基づき、当社に報告される。

- () 当社及び子会社の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席する他、稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役の意思決定及び職務の執行状況を監視・監査する。
- () 当社の内部監査部門は当社及び子会社の業務監査を実施する。
- (c)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令並びに文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理を行う。
- (d)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - () コンプライアンス及び内部統制に関する体制の整備状況、監査結果やリスク情報等の報告を受け、リスク管理体制の整備を監督する。
 - () 不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応マニュアル」に基づき、迅速且つ適切な対応に努め、損害を最小限に抑える。
- (e)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会では決議すべき事項を定める他、経営会議等の各種会議体に権限を委譲し、審議・決定を実施すること等により、意思決定の迅速化を図るとともに、効果的且つ効率的な運営となるよう、その執行状況を監督する。
- (f)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - () 従業員に対して企業理念や行動規範を記載した行動準則や行動指針を配布し、その周知を図る。
 - () 組織規程、業務分掌規程等により、各部署及び役職者の職務の範囲や権限を定め、適切な職務執行を図る。
 - () 内部監査部門が内部監査規程に基づき、各部署の業務執行状況を監査する。
- (g)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じ、適宜職務を補助するスタッフを選任し従事させる。
- (h)監査役その職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助するスタッフは、取締役と監査役が協議し、監査役が選任する。またそのスタッフの人事考課については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- (i)監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助するスタッフが、他部署を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先して従事するものとする。
- (j)監査役への報告に関する体制
 - () 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告しなければならない。
 - () 監査役は、取締役会の他コンプライアンス委員会等重要な会議に出席、並びにヒアリング及び往査にて取締役及び従業員から報告を得る。
 - () 会議に出席しない監査役は、出席した監査役、取締役もしくは従業員から報告を受ける。
 - () 子会社の監査役は当社の監査役との定期的な意見交換会に出席し、子会社の取締役会等重要な会議や監査結果から得られた情報を当社の監査役に報告する。
 - () 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果等を監査役に報告する。
- (k)監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査役へ報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (l)監査役その職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (m)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - () 代表取締役と監査役は、定期的な会合をもち、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - () 監査役会は、内部監査部門と定期的に情報交換をし、また、会計監査人とは適宜情報交換を行い、効率的な監査に努める。
- (n)反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携を図り、利益供与は絶対に行わない。

(o)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために内部統制部門を設置し、内部監査部門と協調しながら内部統制システムの構築・運用の推進を図る。

ロ．取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

ハ．取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

ニ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結できる旨も定めております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

ホ．責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

ヘ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社役員としての業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合は填補の対象としないこととしております。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

(a) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(b) 中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年9月15日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	河内 伸二	1957年3月31日生	1983年5月 当社入社 1991年5月 取締役 1993年10月 取締役人材開発部長 1999年6月 専務取締役 2000年3月 専務取締役経営企画室長 2002年6月 代表取締役社長(現任)	(注)4	2,435
取締役 店舗開発部長	大久保 勝之	1964年9月4日生	1983年4月 当社入社 2005年4月 商品部次長 2011年4月 店舗運営部次長 2012年9月 店舗運営部長 2013年3月 執行役員店舗運営部長 2015年6月 取締役営業統括部長 2019年4月 取締役店舗開発部長(現任) 2022年1月 株式会社横浜ファーマシー 代表取締役社長(現任)	(注)4	4
取締役	渡辺 林治	1966年11月18日生	1990年4月 株式会社野村総合研究所入社 1999年11月 シュロローダー投信投資顧問株式会社 (現シュロローダー・インベストメン ト・マネジメント株式会社)入社 2009年3月 リンジーアドバイス株式会社 代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-
取締役	江藤 美帆	1972年7月24日生	1995年5月 Microsoft Corp.入社 2004年11月 クオリティライフソリューションズ 株式会社代表取締役 2012年1月 グーグル株式会社(現グーグル合同 会社)入社 オペレーションズリード 2014年8月 株式会社オプト ソーシャルメディア事業部 2015年10月 株式会社オプトインキュベート スナップマート事業責任者 2016年8月 スナップマート株式会社代表取締役 2019年4月 株式会社栃木サッカークラブ取締役 マーケティング戦略部長 2022年5月 株式会社南葛SCマーケティング 部長(現任) 2022年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-
常勤監査役	田村 好夫	1956年10月18日生	1975年3月 当社入社 2002年3月 当社栃木地区ブロック長 2006年4月 当社栃木地区長 2011年2月 当社退社 2013年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)5	2
監査役	原 義彦	1967年11月23日生	2004年3月 税理士登録 2004年6月 原義彦税理士事務所所長(現任) 2013年6月 当社監査役(現任)	(注)5	1
監査役	澤田 雄二	1968年2月3日生	1996年4月 弁護士登録 2009年1月 宇都宮中央法律事務所所長(現任) 2010年4月 栃木県弁護士会弁護士業務改革 委員会委員長 2015年6月 当社監査役(現任) 2020年4月 栃木県弁護士会会長	(注)5	1
計					2,445

- (注) 1 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数(単元未満株を含む。)を記載しております。
- 2 取締役渡辺林治及び江藤美帆は、社外取締役であります。
- 3 監査役原義彦及び澤田雄二は、社外監査役であります。
- 4 2023年6月14日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 5 2020年6月11日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 6 当社は、法令に定める監査役を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
岡安 俊幸	1976年12月1日生	2006年5月 税理士登録 2006年7月 岡安俊幸税理士事務所所長(現任) 2017年5月 株式会社横浜ファーマシー監査役 (現任)	-

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役渡辺林治氏は、博士(商学)を取得され、特に小売業の経営学に関する専門的知識を有することに加え、機関投資家として豊富な経験を有する、現役の経営者であります。このことから専門的且つ客観的立場からの経営の監督と株主視点による助言を適切にいただけるものと考えております。

社外取締役江藤美帆氏は、IT業界及びマーケティング業界における会社経営等の経験があり、事業立ち上げやITを活用した事業の収益化、業務効率化の経験と見識から、当社のIT活用、DX推進に専門的立場から助言を適切にいただけるものと考えております。

社外監査役原義彦氏は、原義彦税理士事務所所長で税理士であり、財務及び会計に相当程度の知見を有しており、専門的且つ客観的な立場から経営の監視・監査を適切に行っていただけるものと考えております。

社外監査役澤田雄二氏は、宇都宮中央法律事務所所長で弁護士としての専門的知識を有しており、専門的且つ客観的な立場から経営の監視・監査を適切に行っていただけるものと考えております。

なお、渡辺氏、江藤氏、原氏及び澤田氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任における独立性について特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考にすることで、一般株主との利益相反が生じるおそれのない、独立性の高い社外取締役及び社外監査役の確保に努めております。

社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況については、「役員一覧」の所有株式数に記載してあるとおりであります。それ以外に、当社との間に人的関係・資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、内部監査部門による監査結果及び確認された問題点等について、適宜社外役員へ報告がなされております。報告された問題点等については、取締役会及び監査役会において審議され、再発防止に向けた取組がなされております。会計監査人との間においては、会計監査や四半期レビューの報告等を通じ定期的に連携が図られております。

財務報告に係る内部統制の整備については、内部統制部門がこれを推進し、内部監査部門が全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしており、取締役会において内部統制に関する体制の整備状況、監査結果、リスク情報の報告を受け、リスク管理体制の整備を監督しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査は、社外監査役2名を含む3名にて監査役会で定めた監査業務の分担に基づき実施しており、これらの情報を共有するために原則月1回開催する監査役会において、監査の結果について報告・意見交換を図っております。また、監査役会は定期的に内部監査部門と情報交換を実施し情報を共有するとともに、内部統制部門からも適宜情報を得られる仕組みになっており、監査役会は必要に応じ助言を行っております。それらの結果は定期的に取り締役に報告しております。

また、監査役会は会計監査人と定期的又は必要に応じ情報交換する機会を設け、効率的な監査に努めております。

当事業年度における各監査役の出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	田村 好夫	14回/14回
監査役(社外)	原 義彦	14回/14回
監査役(社外)	澤田 雄二	13回/14回

監査役会における主な検討事項については、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、会社業績及び業務執行状況、会計監査人監査の監査の方法及び結果の相当性等であります。

主な活動状況については、重要会議への出席として取締役会への出席、コンプライアンス委員会への出席、稟議書等の重要書類の閲覧等による取締役の意思決定及び職務の執行状況の監査、会計監査人や内部監査部門との定期的な情報交換、代表取締役との会合、店舗監査・棚卸の立会い等であります。

なお、社外監査役の原義彦氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、社外監査役の澤田雄二氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する専門知識と豊富な経験を有しております。

内部監査の状況

内部監査については、内部監査部門が担っており、会社業務の適切な運営及び財産の保全等を図るため内部監査計画書を作成し、内部監査人3名に加え必要に応じ社長が任命した監査担当者により監査しております。

また、内部監査部門は定期的に監査役会と情報交換を実施し情報を共有するとともに、会計監査人との間においても定期的又は必要に応じ情報交換する機会を設け、連携が図られております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

東陽監査法人

ロ．継続監査期間

2004年以降

ハ．業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 公認会計士 中里直記

指定社員業務執行社員 公認会計士 三宅清文

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は次のとおりであります。

公認会計士5名、その他4名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の選定に際し、独立性及び専門性を有し、職務の遂行が適切に行われることを確保するための品質管理体制並びに当社の事業内容及びリスクを十分理解した監査実施体制が整備されていること、また監査報酬が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などを総合的に評価し、会計監査人の選定について判断いたします。

また、監査役会は、会計監査人に会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した行為があったと判断した場合、適正な監査の実施及び独立性に疑義を生じさせる事項があるなど、職務の執行に支障があると判断した場合には、解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以上を踏まえ、十分な監査手続きが行われていること、独立性及び専門性等の評価を総合的に勘案し、会計監査人の再任は妥当と判断いたしました。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、監査の実施状況、監査報酬水準等について、書面での確認や必要に応じて会計監査人と面談して説明を求め、各評価項目を確認しております。その結果、東陽監査法人による会計監査は有効に機能しており、会計監査人として適切、妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	37	-	37	-
連結子会社	8	-	8	-
計	46	-	46	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等の独立性を損なわない体系を保持することを前提として、監査日数、当社の規模、業務の特性等の要素を勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか検討したうえで、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1997年6月13日開催の第30回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含まず、提出日現在の対象取締役数は4名）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内（提出日現在の対象監査役数は3名）との決議をいただいております。

また、2017年6月13日開催の第50回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、上記取締役の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内との決議をいただいております（提出日現在の対象取締役数は2名）。

取締役の報酬決定の方針として、会社の持続的成長への貢献度を考慮した単年度及び中期目標の達成状況により決定することとしております。報酬の構成としては、基本報酬と業績連動報酬（賞与及び中長期的インセンティブとしてのストックオプション）となります。

基本報酬は取締役ごとの役割・責務に基づき決定し、業績連動報酬については、開示された連結業績予想に対する達成率（業績目標達成率）を基本とし、取締役ごとの目標達成度及び貢献度に基づき支給額を決定しております。業績連動報酬の指標として業績目標達成率を採用する理由は、当社グループ全体の成長性と収益性を総合的に判断することが重要であると考えているためであります。なお、支給割合の目安として、基本報酬を70%、業績連動報酬を30%としております。

当事業年度における業績連動報酬に係る主たる目標指標は、2022年4月27日に連結業績予想として開示いたしました連結売上高2,830億円、連結営業利益82億円、連結経常利益92億円、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）55億円であります。その実績値は、連結売上高2,818億円、連結営業利益66億円、連結経常利益76億円、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）41億円となりました。

取締役の報酬の具体的決定にあたっては、独立社外取締役2名及び社内取締役2名で構成され、かつ独立社外取締役が委員長を務める任意の報酬委員会において、業績や目標指標の達成及びガバナンスの実施状況等を検証の上、取締役報酬案を作成し、これを受けて取締役会は株主総会で承認された報酬限度額内で決定しております。なお社外取締役については、役割・責務の特性から固定報酬としております。

当事業年度におきましては、2023年3月16日に任意の報酬委員会を開催し、2023年3月期の業績連動報酬を審議した後、取締役会に上程し、2023年3月29日開催の取締役会において決議いたしました。

監査役の報酬については、分担した業務の難易度及び取締役の報酬とのバランス等を勘案し、株主総会で承認された報酬限度額内で、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	179	125	54	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	14	14	-	-	1
社外役員	31	31	-	-	5

役員退職慰労金制度につきましては、2011年6月に廃止しております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)		
				基本報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等
河内 伸二	149	取締役	提出会社	104	45	-

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることのみを目的とする投資を「純投資目的である投資株式」とし、それ以外の円滑な取引関係の維持や業界情報の収集等を目的として保有している株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的で保有する株式については、以下の方針に基づき保有いたします。

- ・安定株主のみを目的とした保有は行わない。
- ・中長期的な経済合理性や円滑な取引関係に基づき必要と判断する場合に保有する。

また、毎年の取締役会で、中長期的な経済合理性の有無、その意義等を個別銘柄毎に精査し、保有の適否を検証し、その結果、保有の合理性が認められないと判断した銘柄については、売却もしくは縮減いたします。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	11
非上場株式以外の株式	3	90

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株めぐきフィナン シャルグループ	161,460	161,460	(保有目的)円滑な取引関係のため保有 (定量的な保有効果) (注)	無
	55	42		
株栃木銀行	116,000	116,000	(保有目的)円滑な取引関係のため保有 (定量的な保有効果) (注)	有
	34	25		
株クリエイイトSD ホールディングス	100	100	(保有目的)業界情報収集のため保有 (定量的な保有効果) (注)	有
	0	0		

(注) 定量的な保有効果につきましては記載が困難であります。保有の合理性については、中長期的な経済合理性の有無、その意義等を個別銘柄毎に精査し、保有の適否を検証しております。

保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年3月16日から2023年3月15日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年3月16日から2023年3月15日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、以下のような特段の取組みを行っております。
会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月15日)	当連結会計年度 (2023年3月15日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,959	38,450
売掛金	5,850	6,604
商品	31,402	32,961
貯蔵品	30	32
その他	5,179	5,474
流動資産合計	81,422	83,523
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	112,585	114,911
減価償却累計額	72,758	74,785
建物及び構築物(純額)	1 39,826	1 40,126
土地	1 49,601	1 49,292
建設仮勘定	8	791
その他	25,019	25,016
減価償却累計額	21,589	21,839
その他(純額)	3,430	3,177
有形固定資産合計	92,867	93,388
無形固定資産		
その他	5,087	5,243
無形固定資産合計	5,087	5,243
投資その他の資産		
投資有価証券	79	101
敷金及び保証金	7,832	7,633
繰延税金資産	4,082	4,285
その他	348	321
投資その他の資産合計	12,343	12,342
固定資産合計	110,298	110,973
資産合計	191,721	194,496

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月15日)	当連結会計年度 (2023年3月15日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,625	41,923
1年内返済予定の長期借入金	19,200	17,909
未払法人税等	1,217	1,424
賞与引当金	1,188	1,204
ポイント引当金	1,352	-
契約負債	-	2,046
その他	7,081	7,927
流動負債合計	60,665	62,435
固定負債		
長期借入金	113,719	111,640
退職給付に係る負債	8,217	8,693
ポイント引当金	524	-
資産除去債務	2,996	3,078
その他	948	922
固定負債合計	26,406	24,335
負債合計	87,071	86,771
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,001	13,001
資本剰余金	14,901	14,902
利益剰余金	81,008	84,070
自己株式	4,387	4,362
株主資本合計	104,524	107,612
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	15
その他の包括利益累計額合計	0	15
新株予約権	126	98
純資産合計	104,649	107,725
負債純資産合計	191,721	194,496

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
売上高	279,462	1,281,871
売上原価	216,313	217,824
売上総利益	63,149	64,047
販売費及び一般管理費	2,55,439	2,57,435
営業利益	7,709	6,611
営業外収益		
受取利息	24	21
受取配当金	2	2
協賛金収入	149	152
受取手数料	807	824
太陽光売電収入	195	186
その他	218	254
営業外収益合計	1,399	1,442
営業外費用		
支払利息	49	41
支払手数料	156	142
減価償却費	65	59
その他	137	137
営業外費用合計	409	381
経常利益	8,698	7,672
特別利益		
固定資産売却益	3,0	3,10
受取保険金	-	137
特別利益合計	0	148
特別損失		
固定資産売却損	4,21	4,9
固定資産除却損	5,33	5,64
減損損失	6,944	6,911
災害による損失	5	230
その他	6	33
特別損失合計	1,011	1,248
税金等調整前当期純利益	7,687	6,572
法人税、住民税及び事業税	2,922	2,604
法人税等調整額	65	209
法人税等合計	2,857	2,394
当期純利益	4,830	4,177
親会社株主に帰属する当期純利益	4,830	4,177

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
当期純利益	4,830	4,177
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	15
その他の包括利益合計	1	15
包括利益	4,832	4,193
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,832	4,193

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,001	14,899	77,293	4,411	100,782
当期変動額					
剰余金の配当			1,115		1,115
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		1		24	26
親会社株主に帰属する当期純利益			4,830		4,830
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1	3,715	24	3,741
当期末残高	13,001	14,901	81,008	4,387	104,524

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2	2	76	100,857
当期変動額				
剰余金の配当				1,115
自己株式の取得				0
自己株式の処分				26
親会社株主に帰属する当期純利益				4,830
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1	49	51
当期変動額合計	1	1	49	3,792
当期末残高	0	0	126	104,649

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,001	14,901	81,008	4,387	104,524
当期変動額					
剰余金の配当			1,116		1,116
自己株式の処分		1		24	26
親会社株主に帰属する当期純利益			4,177		4,177
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1	3,061	24	3,088
当期末残高	13,001	14,902	84,070	4,362	107,612

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	0	0	126	104,649
当期変動額				
剰余金の配当				1,116
自己株式の処分				26
親会社株主に帰属する当期純利益				4,177
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15	15	28	12
当期変動額合計	15	15	28	3,075
当期末残高	15	15	98	107,725

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,687	6,572
減価償却費	4,424	4,350
減損損失	944	911
固定資産除却損	9	9
賞与引当金の増減額(は減少)	176	16
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	498	476
災害損失引当金の増減額(は減少)	134	-
受取利息及び受取配当金	27	24
支払利息	49	41
固定資産売却損益(は益)	21	2
ポイント引当金の増減額(は減少)	175	-
契約負債の増減額(は減少)	-	169
売上債権の増減額(は増加)	482	753
棚卸資産の増減額(は増加)	670	1,560
仕入債務の増減額(は減少)	594	1,297
その他	167	1,019
小計	11,891	12,527
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	49	42
法人税等の支払額	4,977	2,671
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,868	9,817
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,973	5,252
有形固定資産の売却による収入	109	50
無形固定資産の取得による支出	526	455
長期前払費用の取得による支出	58	55
敷金及び保証金の差入による支出	116	244
敷金及び保証金の回収による収入	27	112
その他	1	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,536	5,840
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	7,650	6,500
長期借入金の返済による支出	11,140	9,869
自己株式の取得による支出	0	-
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	1,115	1,116
その他	1	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,607	4,485
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,276	509
現金及び現金同等物の期首残高	41,235	38,959
現金及び現金同等物の期末残高	38,959	38,450

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
子会社の名称 株式会社横浜ファーマシー
(連結の範囲の重要な変更)
該当事項はありません。
- (2) 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、2月28日であり、連結財務諸表作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結会計年度の末日までに発生した重要な取引は連結上必要な調整をすることとしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

(イ) 商品

売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。ただし調剤薬品及び株式会社横浜ファーマシーについては、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～39年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、店舗の顧客に対して、化粧品、医薬品、雑貨及び一般食品等の商品を販売しており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社グループの役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社グループが運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い預金を使用しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 科目名及び当連結会計年度計上額

(百万円)

科目名	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	944	911

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグループリングをしております。

市場価格の下落が著しい店舗や営業活動から生ずる営業損益等が継続してマイナスの店舗及び閉店の意思決定をした店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれが高い方の金額で測定しております。資産グループの不動産についての正味売却価額は、路線価等を勘案した合理的な見積額を使用しております。使用価値は、今後生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現時点の割引率を用いて割り引いて算出しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる各店舗の将来売上予測及び将来営業損益予測であります。各店舗の将来売上は、営業年数や過年度の実績及び市場環境の変化等を踏まえたものとしております。また、各店舗の売上総利益や人件費等の費用については過去の実績を基礎として予測を行うことで、将来営業損益を算出しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社が運営するポイント制度について、従来は販売時に収益を認識するとともに、付与したポイントのうち将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を売上高のマイナスとして計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。また、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価は1,793百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」及び「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記について記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品会計」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号

2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2022年3月15日)	当連結会計年度 (2023年3月15日)
建物	4,052百万円	3,787百万円
土地	21,905	21,625
計	25,957	25,412

(同上に対する債務)

	前連結会計年度 (2022年3月15日)	当連結会計年度 (2023年3月15日)
1年内返済予定の長期借入金	8,311百万円	7,086百万円
長期借入金	12,022	9,798
計	20,334	16,884

2 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月15日)	当連結会計年度 (2023年3月15日)
当座貸越極度額	6,200百万円	6,200百万円
借入実行残高	-	-
差引額	6,200	6,200

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
給料手当	23,699百万円	23,916百万円
減価償却費	4,319	4,251
賃借料	6,714	6,835
賞与引当金繰入額	1,188	1,204
退職給付費用	759	835

3 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
建物及び構築物	-百万円	7百万円
有形固定資産「その他」	0	3

4 固定資産売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
土地	21百万円	9百万円

5 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
建物及び構築物	31百万円	63百万円
有形固定資産「その他」	1	0
投資その他の資産「その他」	-	0

6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）

用途	場所	種類	金額
		土地	384百万円
営業店舗	東北、関東地方	建物及び構築物	513百万円
		その他	45百万円
計			944百万円

当社グループは各店舗単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は収益回復が見込めない店舗等について、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（944百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は土地384百万円、建物及び構築物513百万円、その他45百万円であります。

なお、回収可能価額については、正味売却価額等により算定しております。正味売却価額は路線価等を勘案した合理的な見積額を使用しております。

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

用途	場所	種類	金額
		土地	519百万円
営業店舗	東北、関東地方	建物及び構築物	369百万円
		その他	21百万円
計			911百万円

当社グループは各店舗単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は収益回復が見込めない店舗等について、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（911百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は土地519百万円、建物及び構築物369百万円、その他21百万円であります。

なお、回収可能価額については、正味売却価額等により算定しております。正味売却価額は路線価等を勘案した合理的な見積額を使用しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）	当連結会計年度 （自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2百万円	22百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	2	22
税効果額	0	6
その他有価証券評価差額金	1	15
その他の包括利益合計	1	15

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,583,420	-	-	24,583,420
合計	24,583,420	-	-	24,583,420
自己株式				
普通株式(注)	2,274,254	68	12,600	2,261,722
合計	2,274,254	68	12,600	2,261,722

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少は新株予約権の行使によるものではありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第7回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	21
	第8回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	47
	第9回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	57
合計		-	-	-	-	-	126

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月10日 定時株主総会	普通株式	1,115	50	2021年3月15日	2021年6月11日

(注) 1株当たり配当額には、創立60周年記念配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月14日 定時株主総会	普通株式	1,116	利益剰余金	50	2022年3月15日	2022年6月15日

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,583,420	-	-	24,583,420
合計	24,583,420	-	-	24,583,420
自己株式				
普通株式（注）	2,261,722	-	12,600	2,249,122
合計	2,261,722	-	12,600	2,249,122

（注）自己株式の数の減少は新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第7回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	14
	第8回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	45
	第9回 ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	38
合計		-	-	-	-	-	98

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月14日 定時株主総会	普通株式	1,116	50	2022年3月15日	2022年6月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月14日 定時株主総会	普通株式	1,116	利益剰余金	50	2023年3月15日	2023年6月15日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）	当連結会計年度 （自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）
現金及び預金	38,959百万円	38,450百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	38,959	38,450

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。

長期借入金は設備投資資金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、敷金及び保証金については、取引先ごとに期日及び残高管理をするとともに財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図って信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、市場価格の変動リスクを管理しております。

買掛金、借入金は、月次に資金繰表を作成・更新するなどの方法により資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月15日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(2)	67	67	-
(2) 敷金及び保証金	7,471	7,301	170
資産計	7,539	7,369	170
(3) 長期借入金(3)	22,919	22,912	7
負債計	22,919	22,912	7

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)投資有価証券」には含めておりません。また、敷金及び保証金の一部については、返還期限の合理的な見積りが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)敷金及び保証金」には含めておりません。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	11
敷金及び保証金	360

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2023年3月15日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券(2)	90	90	-
(2) 敷金及び保証金	7,633	7,299	333
資産計	7,723	7,389	333
(3) 長期借入金(3)	19,550	19,543	6
負債計	19,550	19,543	6

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	11

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年3月15日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	38,959	-	-	-
売掛金	5,850	-	-	-
敷金及び保証金() 償還予定期日が明確なもの	532	2,770	2,035	2,133
合計	45,343	2,770	2,035	2,133

() 敷金及び保証金のうち、償還予定期日が不明なもの(360百万円)は含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月15日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	38,450	-	-	-
売掛金	6,604	-	-	-
敷金及び保証金() 償還予定期日が明確なもの	826	2,620	1,654	2,292
合計	45,880	2,620	1,654	2,292

() 敷金及び保証金のうち、償還予定期日が不明なもの(239百万円)は含めておりません。

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年3月15日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	9,200	6,637	4,281	1,973	626	200
合計	9,200	6,637	4,281	1,973	626	200

当連結会計年度(2023年3月15日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	7,909	5,552	3,239	1,897	729	221
合計	7,909	5,552	3,239	1,897	729	221

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2023年3月15日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	90	-	-	90
敷金及び保証金	-	1,232	-	1,232
資産計	90	1,232	-	1,322

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2023年3月15日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	6,067	-	6,067
資産計	-	6,067	-	6,067
長期借入金	-	19,543	-	19,543
負債計	-	19,543	-	19,543

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- 投資有価証券 : その他の有価証券については、上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。
上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。
- 敷金及び保証金 : 敷金及び保証金のうち、建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基にその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算出する方法により算定しており、時価をもって連結貸借対照表計上額としております。建設協力金以外の敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算出する方法により算定しております。これらは、その時価をレベル2に分類しております。
- 長期借入金 : 長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月15日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	25	14	11
	小計	25	14	11
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	42	54	11
	小計	42	54	11
合計		67	68	0

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 11百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月15日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	90	68	21
	小計	90	68	21
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		90	68	21

(注)市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額11百万円)は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、給付確定型制度として退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
退職給付債務の期首残高	7,718百万円	8,217百万円
勤務費用	584	616
利息費用	61	65
数理計算上の差異の発生額	92	130
退職給付の支払額	239	335
退職給付債務の期末残高	8,217	8,693

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年3月15日)	当連結会計年度 (2023年3月15日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円	- 百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	8,217	8,693
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,217	8,693
退職給付に係る負債	8,217	8,693
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,217	8,693

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
勤務費用	584百万円	616百万円
利息費用	61	65
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	92	130
その他	20	24
確定給付制度に係る退職給付費用	759	835

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2022年3月15日)	当連結会計年度 (2023年3月15日)
割引率	0.791%	0.791%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
販売費及び一般管理費	76	-

2. 権利不行使による利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
営業外収益	0	1

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び数	5人	371人	4人
ストック・オプション数 (注)	19,000株	448,500株	35,200株
付与日	2018年5月16日	2018年5月16日	2021年3月25日
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年6月1日 至2048年5月31日	自2020年6月1日 至2023年5月31日	自2021年4月10日 至2051年4月9日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	11,400	159,500	26,400
権利確定	-	-	-
権利行使	3,800	-	8,800
失効	-	6,500	-
未行使残	7,600	153,000	17,600

単価情報

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	2,805	1
行使時平均株価 (円)	2,343	-	2,343
公正な評価単価(付与日) (円)	1,845	299	2,175

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 3 月15日)	当連結会計年度 (2023年 3 月15日)
繰延税金資産		
商品	22百万円	35百万円
賞与引当金	362	367
ポイント引当金	572	-
契約負債	-	623
法定福利費	90	91
未払事業税	112	121
未払事業所税	28	28
退職給付に係る負債	2,506	2,651
長期未払金	93	93
減損損失	6,798	7,023
資産除去債務	915	939
その他	246	225
繰延税金資産小計	11,748	12,203
評価性引当額	6,909	7,174
繰延税金資産合計	4,839	5,028
繰延税金負債		
資産除去債務	407	397
土地圧縮積立金	82	34
敷金及び保証金	206	201
その他	60	109
繰延税金負債合計	756	743
繰延税金資産の純額	4,082	4,285

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 3 月15日)	当連結会計年度 (2023年 3 月15日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	2.5	2.8
評価性引当額の増減額	2.9	1.5
その他	1.3	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.2	36.4

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間に対応する国債の利回りを使用し、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
期首残高	2,844百万円	2,996百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	75	67
時の経過による調整額	48	49
資産除去債務の履行による減少額	3	21
その他	32	14
期末残高	2,996	3,078

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当連結会計年度(自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	金額(百万円)
医薬品	52,780
化粧品	21,421
雑貨	77,581
一般食品	129,164
顧客との契約から生じる収益	280,948
その他の収益	923
外部顧客への売上高	281,871

(注)「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,850	6,604
契約負債	1,876	2,046

契約負債は、当社グループが運営するポイント制度において、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,352百万円であり、

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,466
1年超	579
合計	2,046

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、医薬品、化粧品、雑貨及び一般食品等の販売をする小売業を営んでおり、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、単一セグメントであり、外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、単一セグメントであり、外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	東京都茶卸売株式会社	東京都台東区	10	卸売業	-	商品の仕入	商品の仕入	305	買掛金	51

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	東京都茶卸売株式会社	東京都台東区	10	卸売業	-	商品の仕入	商品の仕入	308	買掛金	51

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入れについては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
1株当たり純資産額	4,682円61銭	4,818円93銭
1株当たり当期純利益	216円44銭	187円06銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	216円07銭	186円85銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当連結会計年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,830	4,177
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,830	4,177
期中平均株式数(株)	22,318,733	22,334,298
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	38,506	25,222
(うち新株予約権(株))	(38,506)	(25,222)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2018年5月16日取締役会決議第8回新株予約権(新株予約権の数1,595個)	2018年5月16日取締役会決議第8回新株予約権(新株予約権の数1,530個)

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (2022年3月15日)	当連結会計年度 (2023年3月15日)
純資産の合計額(百万円)	104,649	107,725
純資産の合計額から控除する金額(百万円)	126	98
(うち新株予約権(百万円))	(126)	(98)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	104,523	107,627
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	22,321,698	22,334,298

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	9,200	7,909	0.192	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	13,719	11,640	0.187	2024年～ 2030年
合計	22,919	19,550	-	-

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	5,552	3,239	1,897	729

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	68,834	142,559	212,474	281,871
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	1,785	4,226	6,186	6,572
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	1,178	2,811	4,107	4,177
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	52.77	125.90	183.89	187.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	52.77	73.13	57.99	3.17

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月15日)	当事業年度 (2023年3月15日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,013	37,396
売掛金	5,699	6,408
商品	29,234	30,857
貯蔵品	26	28
前払費用	457	404
未収入金	4,327	4,540
その他	228	365
流動資産合計	77,986	80,001
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 35,750	1 35,977
構築物	3,018	3,138
機械及び装置	729	700
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	2,553	2,371
土地	1 47,017	1 46,749
建設仮勘定	8	791
有形固定資産合計	89,079	89,728
無形固定資産		
借地権	3,954	3,977
ソフトウェア	616	555
電話加入権	41	41
その他	328	540
無形固定資産合計	4,940	5,114
投資その他の資産		
投資有価証券	69	91
関係会社株式	4,025	4,025
出資金	22	22
長期前払費用	284	259
従業員に対する長期貸付金	6	5
敷金及び保証金	7,618	7,419
繰延税金資産	3,915	4,159
投資その他の資産合計	15,940	15,984
固定資産合計	109,960	110,826
資産合計	187,946	190,828

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月15日)	当事業年度 (2023年3月15日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	38,712	39,998
1年内返済予定の長期借入金	1,867	1,748
未払金	3,920	4,129
未払費用	2,158	2,183
未払法人税等	1,205	1,408
未払消費税等	341	400
賞与引当金	1,136	1,152
ポイント引当金	920	-
契約負債	-	1,605
その他	413	988
流動負債合計	57,479	59,353
固定負債		
長期借入金	1,12,647	1,10,498
退職給付引当金	8,217	8,693
資産除去債務	2,850	2,929
ポイント引当金	524	-
その他	937	911
固定負債合計	25,176	23,032
負債合計	82,656	82,386
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,001	13,001
資本剰余金		
資本準備金	14,882	14,882
その他資本剰余金	19	20
資本剰余金合計	14,901	14,902
利益剰余金		
利益準備金	1,158	1,158
その他利益剰余金		
別途積立金	57,700	57,700
圧縮積立金	104	107
繰越利益剰余金	22,686	25,820
利益剰余金合計	81,649	84,786
自己株式	4,387	4,362
株主資本合計	105,165	108,328
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	15
評価・換算差額等合計	0	15
新株予約権	126	98
純資産合計	105,290	108,442
負債純資産合計	187,946	190,828

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当事業年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
売上高	263,002	266,317
売上原価	203,038	205,490
売上総利益	59,963	60,827
販売費及び一般管理費	1 52,111	1 54,147
営業利益	7,851	6,679
営業外収益		
受取利息	24	21
受取配当金	2	2
協賛金収入	146	151
受取手数料	753	774
太陽光売電収入	195	186
その他	190	216
営業外収益合計	1,314	1,352
営業外費用		
支払利息	46	39
支払手数料	154	142
減価償却費	65	59
その他	132	132
営業外費用合計	400	373
経常利益	8,765	7,658
特別利益		
固定資産売却益	-	2 7
受取保険金	-	137
特別利益合計	-	145
特別損失		
固定資産売却損	3 21	3 9
固定資産除却損	4 33	4 64
減損損失	922	864
災害による損失	5	230
その他	3	33
特別損失合計	986	1,202
税引前当期純利益	7,779	6,601
法人税、住民税及び事業税	2,918	2,599
法人税等調整額	61	251
法人税等合計	2,856	2,347
当期純利益	4,922	4,253

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						別途積立金	圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,001	14,882	17	14,899	1,158	57,700	105	42	18,835	77,842	4,411	101,332
当期変動額												
剰余金の配当									1,115	1,115		1,115
自己株式の取得											0	0
自己株式の処分			1	1							24	26
圧縮積立金の取崩							0		0	-		-
特別償却準備金の取崩								42	42	-		-
当期純利益									4,922	4,922		4,922
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	1	1	-	-	0	42	3,850	3,806	24	3,832
当期末残高	13,001	14,882	19	14,901	1,158	57,700	104	-	22,686	81,649	4,387	105,165

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2	2	76	101,406
当期変動額				
剰余金の配当				1,115
自己株式の取得				0
自己株式の処分				26
圧縮積立金の取崩				-
特別償却準備金の取崩				-
当期純利益				4,922
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1	49	51
当期変動額合計	1	1	49	3,884
当期末残高	0	0	126	105,290

当事業年度（自 2022年3月16日 至 2023年3月15日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,001	14,882	19	14,901	1,158	57,700	104	22,686	81,649	4,387	105,165
当期変動額											
剰余金の配当								1,116	1,116		1,116
自己株式の処分			1	1						24	26
圧縮積立金の積立							4	4	-		-
圧縮積立金の取崩							0	0	-		-
当期純利益								4,253	4,253		4,253
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	1	1	-	-	3	3,134	3,137	24	3,163
当期末残高	13,001	14,882	20	14,902	1,158	57,700	107	25,820	84,786	4,362	108,328

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	0	0	126	105,290
当期変動額				
剰余金の配当				1,116
自己株式の処分				26
圧縮積立金の積立				-
圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				4,253
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	15	28	12
当期変動額合計	15	15	28	3,151
当期末残高	15	15	98	108,442

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。ただし調剤薬品については、総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～34年

構築物 10～20年

器具備品 3～8年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社では、店舗の顧客に対して、化粧品、医薬品、雑貨及び一般食品等の商品を販売しており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来に失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

6 その他財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 科目名及び当事業年度計上額

(百万円)

科目名	前事業年度	当事業年度
減損損失	922	864

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングをしております。

市場価格の下落が著しい店舗や営業活動から生ずる営業損益等が継続してマイナスの店舗及び閉店の意思決定をした店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれが高い方の金額で測定しております。資産グループの不動産についての正味売却価額は、路線価等を勘案した合理的な見積額を使用しております。使用価値は、今後生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現時点の割引率を用いて割り引いて算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる各店舗の将来売上予測及び将来営業損益予測であります。各店舗の将来売上は、営業年数や過年度の実績及び市場環境の変化等を踏まえたものとしております。また、各店舗の売上総利益や人件費等の費用については過去の実績を基礎として予測を行うことで、将来営業損益を算出しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社が運営するポイント制度について、従来は販売時に収益を認識するとともに、付与したポイントのうち将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を売上高のマイナスとして計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。また、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価は1,746百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」及び「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記について記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前事業年度 (2022年3月15日)	当事業年度 (2023年3月15日)
建物	3,891百万円	3,627百万円
土地	20,867	20,588
計	24,759	24,215

(同上に対する債務)

	前事業年度 (2022年3月15日)	当事業年度 (2023年3月15日)
1年内返済予定の長期借入金	8,311百万円	7,086百万円
長期借入金	12,022	9,798
計	20,334	16,884

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月15日)	当事業年度 (2023年3月15日)
当座貸越極度額	5,500百万円	5,500百万円
借入実行残高	-	-
差引額	5,500	5,500

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61.7%、当事業年度62.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38.3%、当事業年度37.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当事業年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
給料及び手当	22,286百万円	22,590百万円
賞与引当金繰入額	1,136	1,152
退職給付費用	759	835
減価償却費	4,152	4,098
賃借料	6,337	6,480

2 固定資産売却益の内訳

	前事業年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当事業年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
建物	- 百万円	7百万円
構築物	-	0
工具、器具及び備品	-	0

3 固定資産売却損の内訳

	前事業年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当事業年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
土地	21百万円	9百万円

4 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2021年3月16日 至 2022年3月15日)	当事業年度 (自 2022年3月16日 至 2023年3月15日)
建物	14百万円	45百万円
構築物	16	17
車両運搬具	-	0
工具、器具及び備品	0	0
建設仮勘定	0	-
保証金	-	0
長期前払費用	-	0

(有価証券関係)

前事業年度(2022年3月15日)

子会社株式(貸借対照表計上額4,025百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2023年3月15日)

子会社株式(貸借対照表計上額4,025百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 3 月 15 日)	当事業年度 (2023年 3 月 15 日)
繰延税金資産		
商品	22百万円	35百万円
賞与引当金	346	351
ポイント引当金	440	-
契約負債	-	489
法定福利費	88	89
未払事業税	109	118
未払事業所税	28	28
退職給付引当金	2,506	2,651
長期未払金	93	93
減損損失	6,480	6,583
資産除去債務	869	893
その他	220	200
繰延税金資産小計	11,207	11,535
評価性引当額	6,550	6,645
繰延税金資産合計	4,657	4,889
繰延税金負債		
資産除去債務	392	384
土地圧縮積立金	82	34
敷金及び保証金	206	201
その他	60	109
繰延税金負債合計	742	730
繰延税金資産の純額	3,915	4,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 3 月 15 日)	当事業年度 (2023年 3 月 15 日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税の均等割	2.4	2.7
評価性引当額の増加	2.6	1.5
その他	1.2	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.7	35.6

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	35,750	2,791	384 (355)	2,180	35,977	52,203
	構築物	3,018	561	10 (10)	432	3,138	20,500
	機械及び装置	729	103	2 (2)	130	700	1,561
	車両運搬具	0	-	0	-	0	21
	工具、器具及び備品	2,553	1,004	15 (6)	1,171	2,371	19,648
	土地	47,017	254	522 (478)	-	46,749	-
	建設仮勘定	8	790	7	-	791	-
	計	89,079	5,506	944 (853)	3,914	89,728	93,935
無形固定資産	借地権	3,954	34	11 (11)	-	3,977	-
	ソフトウェア	616	180	-	241	555	941
	電話加入権	41	-	-	-	41	-
	その他	328	273	59	2	540	27
	計	4,940	488	70 (11)	243	5,114	969

(注) 1. 当期増加額の主なものはおおりのとおりであります。(単位：百万円)

- | | | |
|--------------|----------|-------|
| (1)建物 | 新店舗新築工事等 | 2,076 |
| (2)工具、器具及び備品 | 新店舗関連等 | 484 |

2. 「当期減少額」欄の()内は、内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	1,136	1,152	1,136	1,152

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月16日から3月15日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月15日
剰余金の配当の基準日	9月15日 3月15日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは 次のとおりであります。 ウェブサイト(アドレス https://www.cawachi.co.jp/)
株主に対する特典	3月15日現在の株主(100株以上)に対し「株主様お買物優待券」を次の とおり進呈しております。 100株以上 1冊 500株以上 2冊 1,000株以上 3冊 優待券は1冊につき500円券10枚綴り。翌年6月末日まで有効。調剤薬局 を除く、(株)カワチ薬品全店舗で利用可。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を
請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を
有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第55期）（自 2021年3月16日 至 2022年3月15日）2022年6月15日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

2022年6月15日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

2022年6月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(4) 四半期報告書及び確認書

（第56期第1四半期）（自 2022年3月16日 至 2022年6月15日）2022年7月29日関東財務局長に提出

（第56期第2四半期）（自 2022年6月16日 至 2022年9月15日）2022年10月27日関東財務局長に提出

（第56期第3四半期）（自 2022年9月16日 至 2022年12月15日）2023年1月27日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月15日

株式会社カワチ薬品

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三宅 清文
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワチ薬品の2022年3月16日から2023年3月15日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワチ薬品及び連結子会社の2023年3月15日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損損失の認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている固定資産110,973百万円のうち、店舗固定資産の帳簿価額は99,866百万円であり総資産の51.3%となっている。</p> <p>連結財務諸表注記事項（重要な会計上の見積り）に記載の通り、会社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とするグルーピングを行っており、当連結会計年度において減損損失911百万円を計上している。</p> <p>会社は店舗ごとに減損の兆候の判定を実施し、市場価格の下落が著しい店舗や営業活動から生ずる営業損益等が継続してマイナスの店舗及び閉店の意思決定をした店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。</p> <p>なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定される。資産グループの不動産についての正味売却価額は、路線価等を勘案した合理的な見積額を、また使用価値は、今後生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現時点の割引率を用い割り引いて算出している。</p> <p>使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、各店舗の将来売上予測及び将来営業損益予測であり、各店舗の将来売上は、営業年数や過年度の実績及び市場環境の変化等を踏まえたものとしている。また、各店舗の売上総利益や人件費等の費用については過去の実績を基礎として予測を行うことで、将来営業損益を算出している。</p> <p>上記の通り、減損の認識の判定における将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに使用された仮定は経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者が実施した減損損失の認識について検討した。特に、減損損失の認識にあたり利用された将来キャッシュ・フローの見積りと当該見積りの基礎となる仮定を検討するために、以下の監査手続を組み合わせることで実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 固定資産の評価に関する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)将来キャッシュ・フローの見積りの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された各店舗の将来売上予測及び将来営業損益予測（以下、「投資回収計画」）との整合性を検討した。 ・経営者が置いた仮定を理解するため、経営者及び投資回収計画作成責任者に対して質問を実施した。 ・会社が策定した投資回収計画について、予測に用いられている営業年数や過年度の実績の正確性を検証したうえで、将来売上予測が営業年数や過年度の実績及び市場環境等を踏まえた合理的なものであるか、また、将来営業損益については、各店舗の売上総利益や人件費等の費用が過去の実績を基礎とした合理的なものであるかどうかを検討した。 ・過年度に減損の兆候有とされていた店舗については、投資回収計画と実績数値を比較分析し、経営者による見積りの精度を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カワチ薬品の2023年3月15日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社カワチ薬品が2023年3月15日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

株式会社カワチ薬品

取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三宅 清文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワチ薬品の2022年3月16日から2023年3月15日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワチ薬品の2023年3月15日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損損失の認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（店舗固定資産の減損損失の認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。